

Q<sup>2</sup>

海外の会社と輸入契約を締結する場合、契約時に決めておくことは何ですか。契約書で取り決めるべき主な項目を教えてください。

A<sup>2</sup>

貿易取引契約における主要な項目とは、基本的なものについては国内の売買取引と同じですが、当然、貿易特有の契約条件が含まれています。以下は、貿易取引契約時に記載する主な項目です。「輸入契約書の例」の該当箇所をご参照下さい。

### 1. 売主名および買主名……①

売主は Seller、買主は Buyer といいます。

### 2. 品名、品質・仕様……②

品名の他に、品質・仕様を確認する方法を記載します。主な確認方法としては、見本を示す方法や具体的な説明によって示す方法があります。

また、品名の表示は契約書では詳細に記載し、L/C上の表現は簡潔に記載するのが望ましいとされています。

### 3. 数量、単位……③

数量単位記号で表記します。個数による単位なのか、重量・容積・長さ・包装などによる単位なのか、輸出入者が共通の理解に基づいて交渉を進める必要があります。

### 4. 単価、使用通貨、金額……④

単価と価格を表記します。

使用通貨は、輸入取引については米ドル建が多くなっていますが、ヨーロッパ諸国から輸入の場合は、ユーロ建もしくはその国の通貨を使用することがあります。

### 5. 貿易条件（建値条件）……⑤

貿易条件は、売主の費用負担の範囲と貨物の危険負担の範囲を意味し、貿易取引を行う者にとって、知識として欠かすことのできない重要なものといえます。特に、押さえておくべき貿易条件は以下の3つです。

#### (1) F O B (Free on Board) + 指定船積港

本船渡しのこと、船積港において本船上に約定した商品を積み込むまでの費用（運賃と保険料）は輸入者の負担

#### (2) C F R (Cost and Freight) + 指定仕向港

運賃込み値段のこと、保険料は輸入者の負担

#### (3) C I F (Cost, Insurance and Freight) + 指定仕向港

運賃、保険料込みの値段

貿易実務に慣れていない場合、この貿易条件と地名の表現の関係がわかりにくいかも知れません。FOBの場合は、FOBの文字の後に指定船積港がつき、CFRとCIFの場合には、後に指定仕向港がつきます。つまり、それらの地名の地点まで輸出者が運賃（CIFの場合は保険料も）を、前払いして負担するという表現となっています。

なお、貿易条件の表現については、FOBとかCIFだけのものも見受けられますが、契約上の誤解を生じないためにも、運送手段と費用負担の地名まで記載することが大切です。

6. 運送手段……⑥

船舶によるか、航空機によるか等を契約します。途中まで船で、その後航空機で輸送するなど、運送手段をコンバイン（組合せ）した複合運送契約もあります。

7. 出荷時期……⑦

通常、船積港での船積みや航空会社への持込期限をいいます。契約商品を1回で出荷する(Shipment in one lot)場合と、分割出荷(Partial ShipmentsあるいはInstallment Shipments)を認める場合とがありますが、分割出荷を認める場合には、いつ、どのような割合で出荷をするのかについて契約しておく必要があります。

8. 船積地および仕向地……⑧

輸入貨物の積出港(空港)および荷揚港(空港)を指定します。

9. 梱包……⑨

梱包の方法、材料等を指定します。梱包は、品目や輸送経路、手段等について、輸送途上に貨物がどのような状況におかれるかを十分に考慮する必要があります。

10. 荷印 (SHIPPING MARKS) ……⑩

荷印は、船会社など貨物の運送、保管等に関わる業者が適切に貨物を取扱うことができるように、メインマーク、ポートマーク、ケースナンバー、原産地を梱包上等に表示するものですが、必要に応じて荷扱い注意マークや危険品のマーク等も表示します。

11. 支払条件……⑪

主な支払条件の事例は以下のとおりです。

【輸入契約書の例】

PURCHASE CONTRACT			
① BUYER ABC INC. 1-1-1, Chuo, Aoba-Ku, Sendai Miyagi, Japan Tel:022-123-1234 Fax:022-123-5678	CONTRACT No. & DATE PO-920/8X September 20, 2011		
① SELLER DEF CO., LTD. 123 Min Sheng Dong Lu, Sect. Taipei, Taiwan Tel:02-987-9876 Fax:02-987-5432	TERM OF DELIVERY AND PAYMENT ⑤ CIF Sendai ⑬ Irrev. L/C		
	SHIPMENT ⑥ By vessel ⑦ Latest: Dec. 24, 2011 ⑧ From Keelung Port to Sendai Port		
DESCRIPTION OF GOODS      ③ QUANTITY      ④ UNIT PRICE      ④ AMOUNT			
② 12 units of Lighting Equipment as per seller's proforma invoice No. 2458 dated Aug. 20, 2011			
M-R Type 100023 Stand	7 units	US\$300.00	US\$2,100.00
M-R Type 1234 Big Eye Tenser Solarspot	5 units	500.00	2,500.00
Wood Crating			900.00
Ocean Freight, Forwarding Charges, Insurance, etc.			500.00
			US\$6,000.00
⑭ INSURANCE To be covered by Seller. 110% invoice value, All Risks, War & SRCC			
⑨ PACKING Export wood crating			
⑩ SHIPPING MARKS PO-920/8X SENDAI C/NOS 1/UP MADE IN TAIWAN			
⑪ INSPECTION			
⑫ SPECIAL TERMS & CONDITIONS We as Buyer are pleased to confirm this day our purchase from you as Seller, subject to all of the TERMS AND CONDITIONS ON THE FACE AND REVERSE SIDE HEREOF. If you find herein anything not in order, please let us know immediately. Otherwise, these terms and conditions shall be considered as expressly accepted by you, and constitute the ENTIRE AGREEMENT between the parties hereto.			
BUYER ABC INC.  (サイン)	SELLER DEF CO., LTD.  (サイン)		
Please sign and return immediately one copy to us.			

## 輸入取引について

- (1) 前払送金 = advance payment by remittance
- (2) 取消不能信用状一覧払い = irrevocable Letter of Credit at sight
- (3) 荷為替手形一覧払い = D/P at sight
- (4) 船積後 90 日引受渡し = D/A at 90 days after shipment

これらの支払条件は、売主、買主いずれにとっても大変重要な契約条項です。

### 12. 保険条件……⑭

付保実行者と保険金額・保険条件などを記入します。(C I Fの場合には輸出者が付保します。)

### 13. その他

その他に、検査 (⑪)、特殊な条項・条件 (⑫) 等を契約するケースもあります。

また、通常、契約書の裏面には、表面記載の契約事項を補完する一般取引条件が記載されます。